

資産運用報告の適正性に関する確認書

2020年2月28日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

インフラファンド発行者名 エネクス・インフラ投資法人

(コード: 9286)

代表者の役職・氏名(署名) 執行役員

山本 隆行

本投資法人の執行役員である山本 隆行は、本投資法人の2018年12月1日から2019年11月30日までの第2期計算期間に係る資産運用報告(以下「資産運用報告」といいます。)の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47条。その後の改正を含みます。)第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に基づき設立された投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、資産の運用に係る業務をエネクス・アセットマネジメント株式会社(以下「本管理会社」といいます。)に委託しています。また、投信法に基づき、計算に関する事務、会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務、資産保管業務、投資主名簿等に関する事務を三井住友信託銀行株式会社(以下「一般事務等受託者」といいます。)に、納税等に関する事務をPwC税理士法人に、それぞれ委託しています。本投資法人の会計監査人は、太陽有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、一般事務等受託者等から提出される会計帳簿等をもとに、本管理会社の関係各部署が把握している重要な情報等に基づいて本管理会社が原案を作成し、法律事務所によるチェック及び会計監査人による監査を受けた上で、本投資法人の役員会にてこれを承認した後、提出しています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 本投資法人の運営に関しては、本管理会社より定期的に報告を受けており、それらの中で報告された重要な事項が、資産運用報告に記載されていることを確認しております。
- (2) 本管理会社において、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制整備が行われ、かつ実施されていることを確認しております。
- (3) 本投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人より、投信法第130条に規定される監査証明を受けております。
- (4) 資産運用報告作成にあたり、投信法に対する適正性について、森・濱田松本法律事務所の助言及び確認を得ております。

以上